

中国商事紛争解決の理論と実務(39)

会社が従業員に貸与した会社所有パソコンに監視ソフトをインストールして従業員の第三者とのやりとりをモニタリングし、その結果を証拠として裁判所に提出した事案において、従業員によるプライバシー侵害の主張が認められなかった裁判例¹⁾

弁護士(日本国・米国ニューヨーク州) 現代アジア法研究会会員

安田健一 Kenichi Yasuda

本件のポイント

会社が従業員に貸与した会社所有パソコンにソフトをインストールして従業員の第三者とのやりとりをモニタリングし、その結果を証拠として裁判所に提出した場合で、当該ソフトのインストールについて従業員へ周知していた事実が認められなくても、会社の一連の行為は従業員のプライバシー侵害に該当しない。

I. 当事者等

X：修玉婵（個人・中華人民共和国国籍）

Y：海阳市融昌塑编包装有限公司（中華人民共和国法人）

第一審：山东省海阳市人民法院

第二審：山东省烟台市中级人民法院

II. 事案の概要

1. 当事者間の雇用関係

Xは、2016年5月にYに入社し、販売業務に従事した後、2017年8月にYを自主退社したYの元従業員である。

2. Yによる業務用パソコンの監視

Yは、Xや他の従業員に業務上使用させるY所有のパソコンに、監視ソフト「超級眼」（以下「本件ソフト」という）をインストールしていた。本件ソフトによって、従業員が業務用のパソコンを使用してやりとりした「QQ」や「Wechat」上の第三者との通信内容は自動的にYのホストコンピュータに保存されていた。

なお、Yは、Y制定にかかる「パソコンの使用管理に関する規程」の中に、パソコンに本件ソフトがインストールされている旨が明記されていたが、Xはこれを否認し、勤務期間中本件ソフトの存在は全く知らされていなかったと主張した。第一審及び第二審裁判所はいずれも、Yが当該規程をXに告知したことを裏付ける証拠の立証がなく、Yによる告知の事実は認められないと判断した。

3. YによるXを被申立人とする労働仲裁の申立てと当該労働仲裁におけるチャット記録の証拠利用

Yの主張によれば、XがYを退社した後、Yは、XがY在職中、業務上の便宜を利用して他社のために代理販売業務を行い、XY間の労働契約の規定に違反していたことを発見した。

1) 山东省烟台市中级人民法院（2019）魯06民終7145号判決。（判決文url:

<https://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181107ANFZ0BXS4/index.html?docId=EeOUo0kvtCLty0I6GZwz60rpRJ6M/nfZ7sfTpITmNKiGkZVPCXkwA2ipvQiMdhmmenQ0fMJVFnlZT9FoGYzepB9h9Td4pHo1vbk355fget0ttiJRShjMT55JV8SkIW1>）（最終閲覧日：2023年5月6日）

Yは2018年5月、Xを被申立人として労働仲裁²⁾事件を申し立てた後、同年9月にXが業務用パソコンを使用してやりとりをしていたチャットの内容について証拠保全の公証を申し立て、その結果である公正証書を証拠として海陽市労働人事争議仲裁委員会に提出した。

4. Xによる本件訴訟の提起

Xは、Yによる本件ソフトを用いたXのチャットの監視がXのプライバシー権を侵害するものであるとして、Xへの謝罪や慰謝料1万円の支払等を求めて本件訴訟を提起した。Xは、本件ソフトのインストールはXのプライバシー権の侵害であるほか、YがXを被申立人として申し立てた労働仲裁は非公開審理手続が採られていなかったため、Yによるチャットの証拠提出は一種の開示であり、Xに大きなストレスを与えたと主張した。

5. 第一審裁判所の判断

第一審裁判所は、大要以下のとおり述べた上で、YによるXのプライバシー権侵害行為は存在せず、「中華人民共和国民法総則」第110条、「中華人民共和国権利侵害責任法」第2条、「最高人民法院の民事訴訟証拠に関する若干の規定」第2条の規定に基づき、Xの請求を棄却すると判断した。なお、下記判示内容のうち④の、YによるXに対する規程の告知の有無は、下記②の論点の考慮要素の1つのようにも思われるが、第一審は別途の段落を設けている。判決文の書きぶりからすると、第一審の裁判所は、規程の不告知が独立の不法行為となるかを論点として検討した上で、これを否定したようにも見える。

①プライバシー権とは自然人が享有する私生活の安寧と個人情報秘密が法によって保護を受け、他人から不法に侵害攪乱、知悉、収集、利用および公開されない人格権の一種である。プライバシー権の構成要件から見ると、プライバシー権の侵害には、主観的な過失があること、不法行為を実施したこと、損害事実が存在する

こと、不法行為と損害事実との間に因果関係が存在することの4つの構成要件を具備しなければならない。

②Xは、Y在职期間中は職務に忠実であるべきで、XはYから提供された業務用パソコンをYから割り振られた業務に使用すべきであり、それ以外の他の用途に使用すべきでなく、業務用パソコン内の使用スペースはYにとって公開のもので、秘密を構成しない。Yが自社所有の業務用パソコンに本件ソフトをインストールすることは、企業の自主管理行為であり、合法的行為に該当する。

③Yがチャット記録を証拠として海陽市労働人事争議仲裁委員会に仲裁を申し立てたことは、法に則った挙証行為に該当し、公衆に向けて公開したことには当たらない。

④Yは自社の制定した「パソコンの使用管理に関する規程」をXに告知していなかったものの、これは不法行為に当たらない。

【参照条文】

中華人民共和国民法総則第110条：

- 1 自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権及び婚姻の自主権等の権利を有する。
- 2 法人及び非法人組織は、名称権、名誉権及び栄誉権等の権利を有する。

中華人民共和国権利侵害責任法第2条：

- 1 民事権益を侵害したときは、本法に従い権利侵害責任を負わなければならない。
- 2 本法にいう民事権益には、生命権、健康権、姓名権、名誉権、栄誉権、肖像権、プライバシー権、婚姻自主権、監護権、所有権、用益物権、担保物権、著作権、特許権、商標権、発見権、株主権、相続権等の人身、財産権益が含まれる。

最高人民法院の民事訴訟証拠に関する若干の規定第2条：

- 1 当事者は、自身の提出した訴訟上の請求の根拠となる事実、又は被申立人の訴訟上の請求に反駁する根拠となる事実について、証拠を

2) 手続名称は「労働仲裁」であるが、国際商事仲裁等の仲裁とは異なり、当事者間の仲裁合意は不要である。

提出して証明する責任がある。

- 2 当事者の事実主張を証明する証拠がないか又は不十分な場合、挙証責任を負う当事者は不利な結果を負担する。

6. 第二審裁判所の判断

第二審裁判所は、本件訴訟の争点が、Yが本件ソフトを業務用パソコンにインストールし、Xのチャットを保存した行為が、Xのプライバシー権を侵害したか否かであるとしたうえで、以下のとおり判断しXの控訴を棄却した。

Yは企業の経営、管理、業務処理等の業務の必要性から、同社が所有する業務用パソコンに本件ソフトをインストールしており、同社従業員が在職期間中にパソコンを使ってQQ、WeChatを用いて顧客と業務連絡する際の記録は、全て会社のサーバーホストコンピュータに保存される。XはかつてYに在職し、その使用していた会社のパソコンにも本件ソフトがインストールされていたので、勤務中にQQやWeChatを使用した記録も会社のサーバーホストマシンに保存されたはずである。Yが業務用パソコンに本件ソフトをインストールするのは業務の便宜のためで、企業の自主管理行為であり、その目的は正当で、従業員個人のプライバシーを覗き見る主観的故意もないため、Yが業務用パソコンに本件ソフトをインストールする行為は違法行為ではない。XはYでの在職期間中、会社の管理規程を遵守し、業務用パソコンを業務以外のその他の用途ではなく、同社業務に用いるべきであった。YとXとの間で労働争議が発生し、仲裁法廷での審理過程で、Yが公証役場に委託し、Xが業務用パソコンを使い会社のサーバーホストに保存されていたQQ、WeChatのチャット記録をダウンロードして、証拠保全を行い、これを労働仲裁委員会に証拠として提出したことは、不特定の者に公開したのではなく、法に則った挙証行為に該当する。よってYが業務用パソコン上に本件ソフトをインストールし、Xが業務用パソコンを使用した際のWeChat、QQ等のチャット情報をダウンロードし、保存した行為には、主観的な過失はなく、Xのプライバシー権に

対する侵害は構成しない。Xの主張には、法的根拠がなく、当裁判所はこれを支持しない。

Ⅲ. 解 説

1. はじめに

本件は、中国企業が、従業員に業務上使用させる当該企業所有のパソコンに監視ソフトをインストールし、従業員が当該パソコンを使用してやりとりしていたチャットの内容を保存したうえ、当該企業が退職後の当該元従業員を相手方として申し立てた労働仲裁において証拠として提出したところ、当該元従業員が、当該企業の行為はプライバシー権の侵害にあたるとして当該企業を訴えた事案である。第一審、第二審ともに、裁判所は原告の請求が認められない旨判断した。

不正や業務用パソコンの私的利用の防止のために業務に使用するパソコンを企業がモニタリングすることは、日本、中国を問わず労務管理の手法として有用であるが、企業は当該モニタリングが従業員の権利侵害に該当しないよう留意しなければならない。

本判決は中級人民法院レベルの判決であるが、このようなモニタリング及びモニタリング結果の証拠提出の可否が正面から問題になった事案として紹介するものである。また、後述するように、2021年1月1日より施行されている中華人民共和国民法典（以下「民法典」という）及び同年11月1日から施行されている中華人民共和国個人情報保護法（以下「個人情報保護法」という）が本問題に与える影響も検討する必要がある。

2. プライバシー権

日本におけるプライバシー権は、憲法13条に基づく権利として判例上保護されているものの、これを具体的に明文で定めた法律は無い。一方中国では、プライバシー権は「隱私權」という名称で、民法総則及び民法典のいずれも明文の規定が定められている。

民法第110条は、「自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、荣誉権、プラ

プライバシー権及び婚姻の自主権等の権利を有する」旨を定めており、抽象的ではあるがプライバシー権について定めていた。

民法典第1032条は、第1項で総則的な定めとして「自然人はプライバシー権を有する。いかなる組織又は個人も密偵、侵入、漏えい、公開等の方式により他人のプライバシー権を侵害してはならない」、第2項でプライバシー権の定義として「プライバシーとは、自然人の私生活の平穏及び他人に知られたくない私的秘空間、私的秘活動、私的秘情報をいう。」との定めを置いたうえで、同1033条では、「他人の私的秘活動を撮影、盗視、盗聴、公開すること」（同条3号）等具体的なプライバシー権侵害の類型が定められている。なお、同条においては「その他の方式により他人のプライバシー権を侵害すること」（6号）という規定もあり、同条1号から5号までの記載は限定列挙ではない。このように、民法典では、民法総則と比べ、より詳細にプライバシー権に関する定めがおかれている。

3. 個人情報

民法総則第111条は「自然人の個人情報は、法律による保護を受ける。いかなる組織や個人が他人の個人情報を取得する場合も、法に従って取得し、かつ情報の安全を確保しなければならず、他人の個人情報を違法に収集、使用、加工、他人への伝達をしてはならず、また違法に売買、提供、公開してはならない。」と定め、個人情報の権利性を定めていた。民法典では、第1034条1項で「自然人の個人情報は法律の保護を受ける」と定めるほか、同条2項で「個人情報とは、電子又はその他方式により記録された、単独で又はその他の情報と結合して特定の自然人を識別することができる各種情報をいい、自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、個人の生体識別情報、住所、電話番号、メールアドレス、健康情報、移動履歴情報等を含む。」と個人情報の定義を明確にしたうえで、第1034条から第1039条まで、民法総則と比べて詳細な規定を定めている。このうち、第1035条1項1号では、個人情報を処理する原則と

して、法律や行政法規に別段の規定がある場合を除き、当該個人又はその後見人の同意がなければ個人情報の処理を行えない旨が定められていた。そして、中国においても、2022年11月1日について個人情報保護法が施行され、現在中国において個人情報を取り扱う場合、同法の規律に従わなければならない。個人情報保護法第13条は個人情報処理者が個人情報を処理することができる場面を列挙している。本件に関連するものとしては、同1号（当該個人の同意を取得している場合）及び同2号（個人を当事者とする契約の締結や履行に必要である場合又は法により制定した労働規則制度や法により締結した集団契約に基づいて人的資源の管理を行うため必要である場合。この場合当該個人の同意は不要）が挙げられる。

4. 本判決の分析

(1) 当時の適用法を前提にした検討

本判決は、Yによる、本件ソフトのインストールについて定めているYの規程をXに告知していたという主張を認めなかった。にもかかわらず本判決がXのプライバシー侵害の主張を排斥した背景には、使用者は業務のために従業員に貸与する電子機器を管理する権限があり、当該管理には当該電子機器を用いた他者との通信の内容を把握することも含まれる一方、従業員（本来、当該電子機器を業務のために用いるべき立場にある）によるそのような電子機器を用いた他者との通信を当該従業員のプライバシーとして保護する必要性は低いという判断があったものと考えられる。

なお、本判決ではYの行為が個人情報の取り扱いとして問題があったかどうかについては触れられておらず、裁判所が個人情報の取扱いに関する問題を本件においてどのように捉えていたかは不明である。

(2) 法改正が本件の結論に影響を与える可能性

プライバシー権侵害の主張については、民法典の施行によって適用される条文が精緻化されたものの、権利の性質に変化があったとは考えられず、また本件の事実関係が、民法典が禁止するプライバシー侵害類型に明白に該当しているともいえない

い。仮に本件の事実関係に民法典のプライバシーに関する条項が適用されたとしても、裁判所は本判決同様の判断を行った可能性が相当あると考えられる。

他方個人情報については、民法典及び個人情報保護法の施行によって、個人情報の処理が許される場合・許されない場合が明確になったところ、判決文が示す事実経過からすれば、YがXによるモニタリング及び証拠としての使用に同意していた事実は認められない可能性が高いと思われる。仮にYがモニタリングし、証拠として使用したやりとりでXの個人情報が含まれていた場合、Yが個人情報保護法第13条2号（前述）に該当するような、個人情報の取扱いに関する社内規定を定めていなかった場合には、Yの行為が個人情報の取扱の観点から違法と評価された可能性があるように思われる。

（3）私物電子機器の場合

なお、本件とは異なり、会社が会社所有の電子機器ではなく従業員の私物である電子機器をモニタリングした場合、会社の行為がプライバシー権の侵害と評価される可能性がより高くなる。使用者が従業員の私物の携帯電話におけるWechatの通信内容を従業員に無断で取得した事件³⁾において、裁判所は使用者の行為を違法と判断した。

5. 日系企業の対応

中国に進出している日系企業にとって、従業員

の不正等は常に頭を悩ませる問題であるところ、現在では、本件ソフトのような監視ソフトを利用することで、従業員による電子機器の使用状況をモニタリングすることが可能となっている。本件ソフトのような監視ソフトを利用したとしても、従業員の故意による不正等の全てを発見できるわけではないが、従業員に対する牽制の手段や、最低限やっておくべきコントロールとして、このような監視ソフトが引き続き活用されることが見込まれる。

日系企業の立場からは、中国企業と同様に、本稿で述べたようなプライバシー権及び個人情報保護に配慮したうえでモニタリングを実施する必要がある。従業員に業務上使用させ、そしてモニタリングを行う電子機器は、従業員所有ではなく会社所有の端末とすることが望ましい。また、本判決においては、Yが「パソコンの使用管理に関する規程」をXに告知したと認められなかった点は結論を左右しなかったが、民法典及び個人情報保護法の施行を踏まえた適切な対応としては、モニタリングの実施及び取得する情報に含まれる個人情報の取扱いについて定めた規程を作成したうえで、各従業員が当該規程を確認し、内容を承諾した旨の記録を保管しておくべきであろう。加えて、個人情報が含まれるようなモニタリング結果をそのまま日本の本社と共有する場合、個人情報の越境移転の問題にも留意すべきである。



3) 浙江省海宁市人民法院（2021）浙0481民初5360号判決。（判決文url: <https://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181107ANFZ0BXS4/index.html?docId=+kS01PPtoq7PXk5pFu+93TMAICVzIPujZKujlGoMSpFsaLd4ZaE+QmipvQiMdhmmenQ0fMJVFnLZT9FoGYzepB9h9T4dHo1vbk355fget0ttiJRShjMa4v+omNSVnn>）（最終閲覧日：2023年5月26日）